

栄養士ら職場復帰へ

解雇無効の判決確定

福島県福祉事業協会が回答

个当解雇撤回！勝利判決おめでとう！
山田理事長はたたちに職場にもとせ！



先月末に栄養士ら4人の解雇は無効との福島地裁判決が下り、一審敗訴した「福島県福祉事業協会」（本部・富岡町、山田狂一郎理事長）は、控訴を断念したことが15日明らかになりました。4人らを支援し、同協会に回答を求めていた福島県労連が、その内容を発表しました。

同県労連は今月2日、裁判所が命じた職場復帰、この間の賃金・一時金・慰謝料の支払いなどを求め、同協会の山田理事長に要求書を手渡しました。それへの回答書が14日に郵送されてきました。

「回答」では、「4人の職場復帰を認める」と明記。「時期、(職場復帰の)場所については「労働組合と協議して決めるとしています。同時に、「賃金・一時金・慰謝料は7月21日に支払う」とのべ

ています。県労連は要求事項の2番目で、判決にしたがい、労働委員会が命じていた①団体交渉を拒否してはならない②労働組合の運営に支配、介入してはならない③など4項目の実施を求めました。

「回答」はこれにたいして、「福島県労働委員会の命令どおりに実施する」とのべ

小川英雄県労連議長は、「回答書に『控訴しない』という文言はないが、職場復帰を認め、賃金等の支払いを約束、「県労働委員会の命令どおりに実施す

る」と書いており、同協会常務が電話で「控訴しない」とのべています。高裁で争わず、勝利的に解決することになりました」と語っています。

県福祉事業協会の4人の勝訴判決直後に開かれた支援者の集会。立って報告しているのは小川県労連議長。6月29日、福島市